

公 示

関税法第69条第1項の規定に基づき、横須賀税関支署管内における輸出入貨物の検査場所を下記のとおり指定し、平成30年4月1日から適用することとしたので、公示する。

平成30年3月30日

横須賀税関支署長 後藤 誠

記

横須賀税関支署管内における輸出入貨物の検査場所

- 1 横須賀税関支署及び横須賀税関支署三崎監視署構内
- 2 保税地域
- 3 海上自衛隊横須賀基地内（当該基地構内の岸壁及び栈橋に係留された自衛隊艦船を含む。）
（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 4 横須賀港港域内に停泊中の自衛隊艦船で海上自衛隊横須賀基地内に接岸予定の自衛隊艦船
（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 5 国立研究開発法人海洋事業研究開発機構岸壁（当該岸壁に係留された本船を含む。）（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 6 本港魚揚岸壁（当該岸壁に係留された本船を含む。）（携帯品等旅具通関貨物に限る。）